改正後

（監査報告の作成）

第一条の二　［略］

２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員、運営方針委員及び職員

二・三　［略］

３・４　［略］

５　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［略］

三　国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五・六　［略］

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（準特定国立大学法人の承認の公表）

第一条の六　法第二十一条の九第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、当該承認をした年月日とする。

（出資の認可の申請）

第二条　［略］

２・３　［略］

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の二第二項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

改正前

（監査報告の作成）

第一条の二　［同上］

２　［同上］

一　当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員及び職員

二・三　［同上］

３・４　［同上］

５　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　［同上］

三　国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五・六　［同上］

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

［条を加える。］

（出資の認可の申請）

第二条　［同上］

２・３　［同上］

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。